

今月のお知らせ（第 320 号）

2021 年分固定資産税の減免措置について後述しておりますのでご確認ください。

第 3 2 0 号
令和 2 年 1 1 月 1 日
税理士法人大嶋会計
社員 税理士
石 田 洋 祐
T E L 0 4 3 - 2 4 1 - 6 1 2 1
F A X 0 4 3 - 2 4 3 - 3 4 3 0
U R L <http://www.osmk-ohb.co.jp>
E - M a i l yishida@osmk-ohb.co.jp

今年の秋は少し雨が多いように思いますが、10月の晴れの日の週末に、妹夫婦の農園で秋の味覚サツマイモの収穫の体験をしてきました。

妹夫婦は千葉市のはずれで農業を営んでおり、季節ごとにナスやキュウリ、ニンジンなど様々な種類の農作物を栽培しています。サツマイモは5月～6月ごろに苗付けをし、9月から10月にかけて収穫できます。

畑にびっしり生えたサツマイモの葉や茎は専用の機械で先に切り落としてしまい地面が見えるようにしてから、畝を手で掘り返すとサツマイモがゴロゴロと獲れます。実際の収穫は機械で畝を掘り起こしてから収穫するのでもっと楽に出来るそうですが、今回は体験なので、手掘りで土にまみれて、甥っ子たちと芋掘りや虫取りでにぎやかな一日でした。

○ 税務調査が始まりました

コロナウィルスの影響で停止されていた税務調査が10月から開始されており、税務署から

の連絡が増えています。コロナ禍にありますので経済的な影響が少なく比較的大規模な法人をメインターゲットに調査先を選定しているようです。税務調査で慌てないように、帳簿・請求書等の整理は日ごろから心がけるようお願いいたします。

○ **固定資産税の減免措置**

新型コロナウイルス感染症の影響で**事業収入が減少**している**中小企業・小規模事業者**の税負担を軽減するため、事業者の保有する建物や設備の**2021年度の固定資産税及び都市計画税**を、事業収入の減少幅に応じ、**ゼロまたは1/2**とする措置が行われます。要件等は以下の通りです。減免措置を受けるためには認定支援機関等の確認を受ける必要があり、弊社も確認業務を受け付けております。詳細は各担当者にお問い合わせください。

減免対象	事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税・都市計画税 (土地は除かれています。)		
対象事業者	資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人。 資本又は出資を有しない法人又は個人は従業員1000人以下の場合 (ただし、大企業の子会社等は除く)		
要件	令和2年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入の対前年同期比減少率	50%以上減少	全額減免
		30%以上50%未満	1/2減免
申請手続	各自治体所定の減免申告書に認定支援機関の確認を受け、2021年1月末までに申請。		

以上